

利用料金表（狭山稲荷山公園）

令和元年10月1日

行為許可等の利用料金

| 行為 | 料金 | |
|---------------------------------|-------------|---------|
| 物品の販売、興行その他の営業行為をする場合 | 1㎡当たり半日 | 7円※ |
| | 1㎡当たり1日 | 14円※ |
| 業として写真を撮影する場合 | 1件当たり半日 | 2,500円 |
| | 1件当たり1日 | 5,000円 |
| 業として映画等の撮影をする場合 | 1件当たり半日 | 14,800円 |
| | 1件当たり1日 | 29,700円 |
| 競技会、集会、展覧会、博覧会その他これらに類する催しをする場合 | 1㎡当たり半日 | 4円※ |
| | 1㎡当たり1日 | 8円※ |
| 広告物の表示をする場合 | 表示面積1㎡当たり1日 | 2,090円 |

※の料金については上記料金表に基づき算出した額に、消費税率の引上げ相当分（1.1/1.05）を乗じ、1円未満は切り上げる。

例）物品の販売、興行その他の営業行為において、1日、100㎡を利用する場合
 利用料金の算出式 $1,460 \text{ (円)} = 14 \text{ (円/㎡)} \times 100 \text{ (㎡)} \times 1.1 / 1.05$

- * 国又は地方公共団体が主催する事業に使用する場合は免除とする。
- * 国又は地方公共団体が共催する事業に使用する場合は1/2を減額とする。
- * 県外に住所を有する者が行為を行う場合は、上記の金額に、それぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- * 行為に要する面積が1㎡未満であるとき、又はその面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算する。
- * 上記の規定に基づき算出した利用料の額が、100円未満の場合は100円とし、100円以上10,000円未満の額であって10円未満の端数がある場合は10円未満の端数を切り捨てた額とし、10,000円以上の額であって100円未満の端数がある場合は100円未満の端数を切り捨てた額とする。
- * 半日：4時間、1日：8時間（半日×2）
- * 許可時間：管理事務所の開所時間を基本とする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、別途実費相当額を徴収することができる。

以上